

社会福祉法人誠慈会 役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人誠慈会（以下「法人」という。）の定款第22条の規定に基づき、役員の報酬等に関する事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、定款第16条第1項に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人を主たる勤務先とし、週3日以上法人の業務に従事する役員をいう。
- (3) 役員報酬等とは、法人が役員に対し、役員としての業務の対価（旅費規程第4条第7項に定める費用弁償を除く。）をいう。

(報酬)

第3条 法人は、常勤の役員に対し、別表により報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

- 2 役員報酬を支給する役員には、通勤手当を支給することができる。ただし、通勤手当については、給与規程に定めるところによる。
- 3 役員報酬等の支払い方法等については、給与規程の定めるところによる。

(役員賞与等)

第4条 法人は、役員に対し、役員賞与及び役員退職手当を支給しない。

(費用弁償)

第5条 役員等が、理事会、評議員会又はその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

- 2 費用弁償額は、旅費規程に基づき支給する。

(改正)

第6条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

附 則

この規程は、平成22年3月12日より施行する。

附 則

この規程の一部改正は、平成29年4月1日より施行する。

(別 紙)

級	種 別	報 酬 月 額	備 考
1	週 2 1 時間勤務	1 6 8 , 0 0 0 円	3 日 × 7 時間
2	週 2 4 時間勤務	1 9 2 , 0 0 0 円	3 日 × 8 時間
3	週 2 8 時間勤務	2 2 4 , 0 0 0 円	4 日 × 7 時間
4	週 3 2 時間勤務	2 5 6 , 0 0 0 円	4 日 × 8 時間
5	週 3 5 時間勤務	2 8 0 , 0 0 0 円	5 日 × 7 時間
6	週 4 0 時間勤務	3 2 0 , 0 0 0 円	5 日 × 8 時間